

月刊少年育成 六月号 第五十三巻第六号 定価五五〇円 平成二十年五月二十日印刷 平成二十年六月一日発行  
発行 社団法人 大阪少年補導協会 〒549-0074 大阪市天王寺区六万歩町5番12号 ☎06(6771)0410・9828/FAX06(6771)9838  
編集人 澤浦武雄 発行人 林守也 E-mail: hodoukyo@ms.kcn.ne.jp  
印刷・製本 東洋紙業株式会社 大阪市浪速区芦原一丁目 URL: http://www5.kcn.ne.jp/hodoukyo/

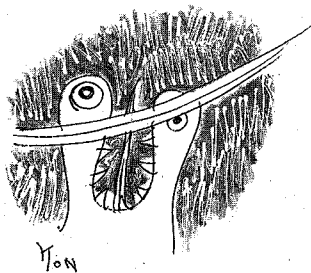
# 数字でみる再非行

## ●再非行率の正しい理解のために

再犯の実態をより正確に捕捉するためには…

岡邊 健

科学警察研究所研究員



### ●誤用の多い「再犯率」

「再犯率」という言葉は、一般の方にも比較的よく知られているだろう。しかし、この概念が正しく理解されているかという点必ずしもそうではな

く、マスメディアにおいてさえ誤用されることは少なくない。

たとえば、昨年七月二十八日付の毎日新聞社説。治安問題を論じたこの社説のなかに「刑法犯の再犯率は上昇を続け、四〇％に迫る勢いだ」という一節があったが、これは典型的な誤用だ。新聞の

社説ですらこの状況だから、他は推して知るべしである。

おそらく右の社説子は、再犯率ではなく再犯者率のことを言いたかったのだろう。なるほど、二〇〇六年中に刑法犯を犯して検挙された人のうち、道交法違反以外の前科又は前歴を持つ人の割合は、三九％であった。しかし、このようにして求められる数値は再犯者率であって、再犯率ではない。そもそも、再犯率の意味を正しく理解しているなら、右の社説の一文を読んで「あれ？」と違和感を抱いたはずだ。「刑法犯の再犯率が〇〇％である」という文章だけでは、なんら意味を持つ情報とは言えないからである。

一般に、「再犯率が〇〇％である」と言うためには、少なくとも次の三つの情報が必要である。第一に、対象者の範囲。たとえば「二〇〇二年中に一度でも検挙されたことのある人」を対象者に設定すると、この人数が再犯率を計算する際の分母になる。

第二に、起点と追跡期間。たとえば二〇〇二年に強姦で検挙された者が、二〇〇六年にも強姦で検挙されたとする。この場合〇二年の最初の検挙時点を起点にすると、追跡期間が三年間なら再犯なしになるが、追跡期間が五年間なら再犯ありになる。起点や追跡期間の設定いかんで、再犯率は変わってしまうのだ。

第三に、何をもって再犯とみなすか。たとえば右の例で、〇六年に強姦ではなく万引きで検挙されたとする。この場合、同一罪種の繰り返しに着目すると、万引きは再犯としてカウントされない。では強制わいせつならどうか、強盗ならどうか…。再犯の定義しだいで再犯率はまったく異なった数字になるのである。

### ●再犯率と再犯者率の関係

再犯率（少年の場合「再非行率」とも呼ばれる）と再犯者率（少年の場合「再非行者率」とも呼ば



図1 再犯率と再犯者率の関係(仮想例)

仮想例1 少年Aは、初回の検挙から1年以内に再検挙され、以後19歳まで毎年1回ずつ検挙された。少年B～Eの4名については、検挙は1回のみだった。

年	年齢	少年A	少年B	少年C	少年D	少年E	各年の再犯者率
		非行経歴	非行経歴	非行経歴	非行経歴	非行経歴	
2000年	14歳	①					0%
2001年	15歳	②	①				50%
2002年	16歳	③		①			50%
2003年	17歳	④			①		50%
2004年	18歳	⑤				①	50%
2005年	19歳	⑥					100%

少年A～Eの5名を初回検挙から1年間追跡した時の再犯率(再犯時の罪種は不問) =  $1/5 = 20\%$

仮想例2 少年A～Eの5名とも、初回の検挙から1年以内に再検挙された。

年	年齢	少年A	少年B	少年C	少年D	少年E	各年の再犯者率
		非行経歴	非行経歴	非行経歴	非行経歴	非行経歴	
2000年	14歳	①					0%
2001年	15歳	②	①				50%
2002年	16歳		②	①			50%
2003年	17歳			②	①		50%
2004年	18歳				②	①	50%
2005年	19歳					②	100%

少年A～Eの5名を初回検挙から1年間追跡した時の再犯率(再犯時の罪種は不問) =  $5/5 = 100\%$

れる)は、実は似て非なる概念である。仮想例で説明しよう。

図一の二つの仮想例はいずれも、一九八六年生まれの少年のうち、A～Eの五人が一九歳までに一回以上検挙されたと仮定したものだ。丸囲みの数字は各少年の非行経歴を示しており、①は通算一回目の検挙、②は通算二回目の検挙を表している。

各年の検挙人員や再犯者率は、仮想例一も仮想例二も同じである。検挙人員は、二〇〇〇年は一名、〇一～〇四年は各年二名、〇五年は一名だ。再犯者率は、たとえば〇一年なら少年Aは再犯者少年Bは初犯者だから、五〇%となる。

各年の検挙人員と再犯者率だけを考慮すると、二つの仮想例で再犯の発生状況に違いはないようにみえる。

では、再犯率はどうだろうか。ここでは、A～Eの五人を初回検挙時から一年間追跡した時の再犯率(再犯時の罪種は不問)を考えてみよう。

生が少ない状態であるとは言いい切れないのである。

### ● 犯罪経歴にみる今日の再非行

再犯率の算出も含めて、再犯の実態をより正確に捕捉するためには、犯罪経歴の分析が必要になってくる。犯罪経歴とは、個々の犯罪者が時間の経過とともにどのように犯罪に関わっているのかに着目した考え方だ。以下、我々の研究の一端を紹介しよう。

データは、X県(大都市を擁しており検挙人員がきわめて多い都道府県)の警察が保有する、一九八六年一月～一〇月に生まれた男子のすべての非行記録(刑法犯での検挙)である。ただしデータ処理等の都合上、一七歳の誕生日以降に登録された記録は除外し、犯罪経歴の追跡期間は出生日から丸一七歳間に揃えてある。

なおX県と他県との相互の人口移動は考慮されていないが、X県における一七歳未満の者の転出

仮想例一では、五人の少年のうち再犯に及んだのは少年Aだけだから、再犯率は二〇%である。これに対して仮想例二では、五人とも再犯を犯してしまったので、再犯率は百%ということになる。この例から、再犯者率が同じだからといって再犯の実態が同じであるとは限らないということが理解できるだろう。仮に再犯者率の低い傾向が続いていたとしても、それだけをもって、再犯の発

図3 初回検挙時15歳以下だった少年の時間経過に伴う再犯率の推移

(「その他の窃盗犯」「凶悪犯・粗暴犯・窃盗犯・占脱以外の刑法犯」は割愛。占脱は占有離脱物横領のこと)

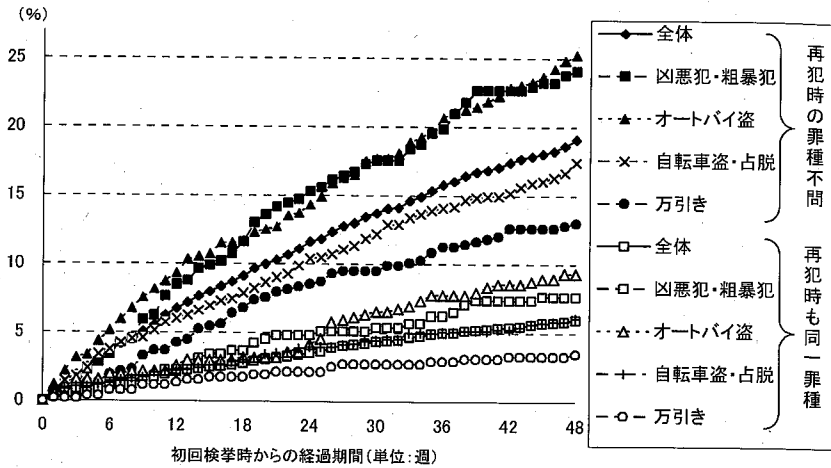
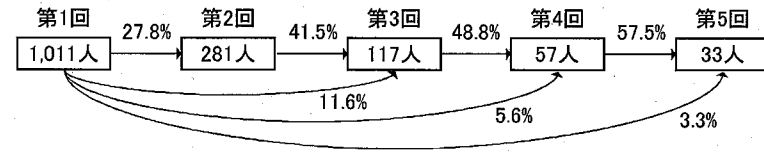


図2 非行回次別の再非行の状況

(人数は人口1万人あたり)



入は限定的であり、無視しても差し支えないと思われる。

まず、個人別に検挙回数合計をみてみると、検挙経験のある者全体の七二%を「一回限り」が占めており、「二回」一六%、「三回」六%と続いている。残り六%は検挙回数が「四回以上」の者である。

我々の分析では、検挙回数「四回以上」の少年の犯した非行は全検挙記録件数の一九%を占めていた。また、検挙回数合計が「三回以上」の者(全体の一二%の少年)

が犯した非行は、全記録件数の三一%を占めていた。再非行防止対策の重要性を端的に示している数字といえよう。

非行回次別の再非行の状況は図二のとおりである。四角囲みの数字は、その回数まで非行を繰り返した少年の人数(人口一万人あたり)である。非行を犯して一度でも検挙された少年は千人強で、このうち第二回の非行を経験した者は二八一人(二八%)だった。その二八一人の中で、さらに非行を重ねた者は四二%。回次が増すにつれて、次の非行を起こす割合が高くなっていることが一目瞭然である。

図三は、初回検挙時の年齢が一五歳以下であった者の再犯率を、初回検挙時の罪種別に示している。再検挙される者の割合が、初回検挙時からの時間の経過とともに増加していく様子がわかる。

再犯時の罪種を考慮しない場合、全体の二割弱が四八週以内に再び検挙されており、なかでも初回に凶悪犯・粗暴犯やオートバイ盗で検挙されて

いる場合は、再犯率が高い。

一方、初犯と同じカテゴリーに属する犯罪で四八週以内に再検挙される少年は、全体の六%程度にすぎず、もっとも高いオートバイ盗でも九%だ。「少年は同じ犯罪を繰り返す傾向が弱い」という海外の研究知見があるが、日本でも同じことがいえると思われる。

以上の知見は、あくまでX県の記録に基づくもので、過度の一般化は慎むべきである。ただ、①非行を三度も四度も繰り返す少年は、非行少年全体のなかでは少数にすぎないこと、②それらの少年の起こす事件が全事件中に占める割合は相対的に大きいということは、いずれも全国的に共通であると思われる。

少年非行の問題は、印象論で語られることが少なくない。しかし現状把握が誤っていれば、そこから導かれる対策の効果もおぼつかないであろう。本稿がそのことを再認識するための好材料となれば幸いである。